

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を 総合的に推進するための基本方針（概要）

1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項

(1) 基本理念

- 安心、安全な学校生活。学校に関わる全ての人の中で、暴力と暴言を根絶。児童生徒の個性を尊重
- 「不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず」子供の将来の社会的自立を目指す。
- 学校内外の教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクール等の民間団体、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要

(2) 教育機会の確保の意義

- 国家社会の形成者として共通に求められる最低限の基盤的な資質の育成
- 国民の教育を受ける権利の最小限の社会的保障 ※外国人児童生徒に対しても同様に教育機会を確保

(3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題

ア 本県の不登校児童生徒の現状

- 県公立小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多の12,082人。約4割は、学校内外の支援受けず

イ 不登校児童生徒及び保護者支援における課題

- 不登校児童生徒の詳細な状況、支援ニーズの把握、既存の学校が改善をすべきか方向性を示すこと。
- 不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益を回避する手立てを検討
- 学校内外の教育支援センター、子どもと親のサポートセンター、フリースクール等充実させ、連携を強化
- 学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の対応
- 保護者支援（情報を確実に届け、悩み等を安心して相談できる体制の構築）
- 県内のどこに住んでいても、必要な支援が受けられるような体制の構築

2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

ア 魅力あるより良い学校づくり

- 児童生徒が日々、成長していることを実感できるような学校運営
- 個性を尊重し、努力した過程を積極的に認め、自己肯定感を高める。
- 児童生徒が静かに落ち着くことができる空間を学校内に作る。

イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

- 誰であっても暴力と暴言を絶対に認めない学校風土を醸成、小学校入学前から保護者に啓発
- 暴力や暴言を行った児童生徒に毅然と指導（他の児童生徒を不登校にするような深刻ないじめや暴力行為は、必要に応じ出席停止措置を講ずる。）

ウ 児童生徒への指導方法

- 突き放すような指導、いたずらに注意や叱責を繰り返す指導は、大きな危険をはらむ不適切な指導。課題を抱えた児童生徒に寄り添い、ともに考えていく指導を基本とする。

エ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

- 学習内容の習熟の程度に応じた個別最適化した指導とグループや全体での指導を適切に組み合わせる。
- 特定の授業や学校行事について極端な苦手意識を持っているなどの状況を積極的な把握し、配慮や支援

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

ア 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア) 教育相談体制の充実と児童生徒理解

- チェックシートの活用、定期的な個人面談、スクールカウンセラー等による相談、ストレスチェックなど

(イ) 不登校についての理解と支援の方向性

- 不登校は、どの子供にも起こりうる。不登校となるまでには、学校に行かなくてはならないが、行くことができないとの葛藤を一定期間繰り返している場合が多い。
- 「学校に登校する」という結果に着目するのではなく、児童生徒が抱える悩みや課題に、焦らず、児童生徒のペースを尊重し、寄り添い続けサポートすることが重要

イ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

(ア) 学びの多様化学校の設置促進

- 県は、学びの多様化学校の設置促進に向け、情報を積極的に共有するなど、市町村を支援する。
- 学びの多様化学校設置後の運営上の課題についても、国の動向を注視しつつ、市町村の状況に応じた適切な支援を行えるよう検討する。

(イ) 教育支援センターの機能強化

- 市町村が設置する教育支援センターを地域の不登校児童生徒支援の中核と位置づける。
- 校内教育支援センターは、原則としてすべての学校に設置できるよう努める。

(ウ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

- 教育委員会、学校とフリースクール等が共同で不登校児童生徒を支援するモデル事業を実施し連携強化

(エ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

- 不登校児童生徒の状況を把握し、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた授業配信や教育相談、家庭訪問等による支援を充実させる。

(オ) 不登校児童生徒が学校外で学習等した場合の、指導要録上の出席扱いと評価

- 不登校児童生徒が学校外で指導を受けている場合や自宅でICT等を活用して学習した場合、一定の要件のもと可能な限り、指導要録上出席扱いとする。
- 学習の評価を適切に行い指導要録に記入するなど、不登校児童生徒の努力を認め、学ぶ意欲を高める。

ウ 保護者への支援

(ア) 情報提供

- 不登校児童生徒に対する支援を行う機関や各種セミナー、親の会などの情報を確実に伝える必要がある。
- 高等学校入学者選抜について、情報を積極的に発信する。

(イ) 経済的支援

- 令和5年12月に実施した「不登校児童生徒等実態調査」の結果を詳細に分析し、不登校児童生徒の教育機会確保に向けた経済的支援の在り方について検討を行う。

3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(1) 相談体制の整備

- 不登校児童生徒の支援に関する情報を積極的に提供
- 教育委員会、学校、関係機関及び民間団体の連携による相談体制の整備を推進

(2) 県民の理解の促進

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や条例の趣旨、本基本方針の内容等について、広報誌、ホームページ等で積極的に情報発信

(3) 情報収集・調査研究

- 不登校児童生徒の状況等を踏まえた施策の推進が可能となるよう、継続的に調査研究や結果の分析を行う。

(4) 研修及び人材の確保

- 発達障害の特性と不登校リスク、不登校との関連が指摘されている、「HSC (Highly Sensitive Child)」や「起立性調節障害」等について専門家による教職員研修を実施
- 教職員の指導体制の充実、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの資質の向上と配置を充実に努める。

(5) 切れ目のない支援を行う体制の整備（教育と福祉の連携、小・中・高・特別支援学校間の連携）

- 義務教育修了後も安心して学びを継続できるよう、教育と福祉を融合した新たな高等学校の在り方を検討